

第 8 回

米流通システム検討会議事録

於：農林水産省三番町共用会議所

平成20年11月27日

農林水産省

目 次

1 . 開会	1
1 . 配付資料の確認	1
1 . 委員出欠状況報告	1
1 . 議事	
(1) 中間取りまとめ(案)について	1
1 . 次回開催日程について	7
1 . 閉会	8

開 会

枝元計画課長 雨の中、御苦労さまでございます。ただいまから第8回米流通システム検討会を開催させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

配付資料の確認

枝元計画課長 本日の配付資料でございますが、「中間取りまとめ(案)(制度の骨格)」でございます。よろしゅうございますか。

委員出欠状況報告

枝元計画課長 本日の委員の出欠状況でございますが、新山委員は都合により御欠席という連絡をいただいております。

さて、本日の検討会では、制度の骨格の中間取りまとめをいただきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

恐縮でございますが、カメラ撮りはここまでといたしたく、よろしく願い申し上げます。

それでは、以後の議事進行を吉田座長をお願いいたします。

議事

(1) 中間取りまとめ(案)について

吉田座長 それでは、ただいまから議事に入ることにいたします。前回の会合の後、事務局の方と各委員の方との調整をしていただいたと思いますので、それを踏まえた中間取りまとめの案につきまして、枝元計画課長から説明をお願いします。

枝元計画課長 それでは、前回の委員会にお出しをしたものから変わった点を中心に、簡潔に御説明したいと思います。

資料をおあけいただきまして、1ページでございます。まず「趣旨」のところの1番でございますが、最初の2行を補充しております。今回の事故米穀の不正規流通問題は、農水省の行政対応に問題がありということで、その後、農水省も事故米穀の輸出国への返送等や、廃棄処分などの再発防止に取り組んでいるということで、御議論をいただきました。農水省としての対応、また、御説明いたしましたことをここに書いております。

「一方で、この問題」ということで、 、 、 でございますが、 のところ、記録の問題。 のところで、「消費者が国産米を使った商品と思っていたものにまで、幅広く輸入米が使用され、消費者が認識しないまま輸入米を口にしていたことが明らかになる一方で、原産地がわからないことから」と補強をさせていただいております。

2番の「問題点」につきましては、特に変えておりません。

2ページ、「検討の方向性」でございます。(1)「影響が極めて大きいことが明確になった」ということで、(2)のところ、若干補強をさせていただいております。「今般の事故米穀の問題を契機として、米穀について、消費者の視点に立って、その流通に関わる制度全般を見直し、仕組みを整備することが急務となっている。また、消費者の期待に的確に対応していくことが、米の消費の維持・拡大、関連業界の安定的発展にとっても重要である」ということで、前回御議論いただいた点をここに反映させております。

なお、これまで「システム」という言葉を使ってございましたが、今回、(3)等を見ていただきますとおり、「仕組み」という言葉に直させていただきました。システムという言葉だとコンピュータシステムということで誤解を生じるということで、「仕組み」にさせていただきます。

(3) それを踏まえた一体的な整備ということ。ここはその「仕組み」という言葉以外は変えてございません。

3ページでございます。(4)は大幅に補強してございます。「なお、これらの仕組みの整備に当たっては、食品関連事業者の自主的な取り組みによって確立していくのが望ましい姿であることも考慮し、規制の手法が過度なものとならないよう十分留意する必要がある」ということで、そういう信頼のある流通また情報という観点で、食品関連事業者の自主的な取り組みということを強調させていただいております。その後、「また、こうした仕組みを具体化するに当たっては、その対象範囲・施行時期・情報伝達方法等について、実務的

な実行可能性・負担の軽減等に十分配慮する必要がある、本検討会等において、更に検討を深めるものとする」という表現を加えさせていただきまして、前回の御議論等を反映させているところでございます。

以上が趣旨のところを変更したところでございます。

4ページ、 の「トレーサビリティ」でございますが、この仕組み、1番、2番は特に変えておりません。4ページは変えておりません。

5ページでございますが、3番の「範囲」も変えておりません。あと、4番でございますが、3番と4番を合わせまして、前回、「商流」「物流」という議論がございました。取引という言葉だと商流になってしまうということもございまして、4番の「項目」のところに「取引等に係る記録の内容」ということで、「係る」という言葉を入れさせていただいております。

5番で「記録の保存等」ということで、「等」をつけさせていただきまして、 を追加してございます。「対象事業者は、行政庁から求められたときは、記録を提供しなければならないこととする」ということで、これは前回、問題が起きましたときにトレースするために行政庁がその資料を求めるということで、その提供が抜けているのではないかということ、私のほうから「報告徴求で」とお答えいたしました、それでは読み切れないので、問題が起きましたときの行政庁からの記録の提供を求めるということをここに追加させていただいております。

以上が5ページでございます。

6ページでございます。6番は特に変えてございませぬ。7番につきまして、「導入に際しては」ということで、アのところ、先ほど申し上げた「取引等に係る記録」の「係る」で、イのところ、最後の部分、「電子媒体による記録も認めることなど、対象事業者の実行可能性と負担の軽減にも十分配慮する」ということで、「負担の軽減」という言葉も追加させていただいております。また、 でございますが、「トレーサビリティの導入に加えて、フードチェーンの各段階で、農畜水産物や加工食品の安全確保のための取組（工程管理等）が日本に定着するよう、関係者の自主的な努力が必要である」ということで、ここは文言の整理を前回の議論を踏まえまして行わせていただいております。

続きまして7ページ、「原産地情報伝達」でございますが、1番の「目的」の最後の段落でございます。「消費者の不安を払拭することを目的とする」と書いておりましたが、いろいろな議論を踏まえまして、「義務付けることにより、消費者が適切な情報を得られる

ようにすることを目的とする」と変えさせていただいております。あと、2番、8ページの3番、4番につきましては特に変更しておりません。

9ページでございますが、5番「表記の仕方」も特に変えてございません。あと、6ページでございますが、を明確化しております。「違反に対するペナルティ」ということで、単純に「公表・罰則等」としておりましたが、「(不適正であることを知りながら情報提供した事業者名の公表・罰則等)」というように、正確に記述しております。例えば、川上のほうで間違った情報が伝達されて、最後の段階で間違った情報が提供されたときに、最後の方というのは当然全員でございます。そういうことを踏まえ、「不適正であることを知りながら情報提供した」と入れさせていただいております。あと、7番の「留意事項」につきましても補強をさせていただいております。、「現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるよう、対象事業者の実行可能性と負担の軽減にも十分配慮する」。あと、でございますが、前回加工用を中心に関係者が安定供給の体制整備を進めていこうと簡単に書いてございましたが、「情報伝達の前提として」ということと、「加工用」に加えて「業務用」、例えば外食ですとか弁当ですとかいう業務につきましても、「国内産米及び輸入米について安定供給が確保できるよう、政府・関係者が一体となって体制整備を進める」と文言を詳しく書かせていただいているところでございます。

続きまして、10ページでございます。の「流通規制」につきましては、特に変えてございません。また、の「罰則」につきましても特に変えてございません。最後のところでございますが、「以上の制度の骨格の具体化に向けて、本検討会等において、更に検討を深めるものとする」ということで、この中間取りまとめ、今日御了承いただければその後の具体的な制度設計をやっていくわけでございますが、本検討会等においてさらに検討を深める、また検討会においてもいろいろ御議論いただきながら制度設計をしていくことを明確化させていただいているところでございます。前回から変わりました点、簡単でございますが、以上でございます。

吉田座長 ありがとうございます。

(2) 意見交換

吉田座長 それでは、この中間取りまとめ案について御意見があればお願いしたいと思いますが、これは中間取りまとめということになっております。それを踏まえた今後の検

討の進め方も今日の議題になっておりまして、まず最初にこの中間取りまとめの案についての御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、この中間取りまとめについては、また後であればお願いいたします。

それでは、今後の進め方について御意見があればお願いいたします。

酒井委員。

酒井委員 意見といたしますか、まず質問したほうがいいと思うのですが、これを法案に農林水産省のほうでしていかれると思うのですが、そのあたりの日程についてどのようにお考えかお尋ねした上で意見を差し上げたいと思うのですが。

吉田座長 奥原食糧部長、お願いします。

奥原食糧部長 これまでいろいろ御議論いただきましてこの中間取りまとめのところまで来ているわけですが、いろいろ御議論、さらにあるかもしれませんが、これを踏まえまして制度の設計をいたしまして、これは政府の中でも法制局その他関係省庁と調整をしなければいけません。そこで制度を詰めていって、その中でまた細かいところについてもいろいろ御相談しなければいけない点、出てくると思います。そういう段階でこの検討会につきましてもまた開催をさせていただいて、細部についての御議論をいただきながら法案を詰めていって、来年の通常国会に関係の法律を提出したいと考えているところでございます。

吉田座長 酒井委員、何かございますか。

酒井委員 今まで8回検討会をしてきたわけですが、細かいところ、つまり事業者の立場で、これ、「うちの会社の業務をどうやったらこの法律を満たしたことになるのかね」というところが、まだまだかなりわからないところが多いと思うのです。

牛肉の場合、牛肉のトレーサビリティの法律を通すのと同時に業種別 例えば卸売業者とか小売業者とか にどういう業務をしたら法律を満たしたことになるのか、あるいは満たすだけではなくて、どうしたら副次的な効果をあげながら、余分なコストをかけることなく法律の目的を達成できるのか、要求を満たすことができるのかというガイドラインづくりをしていかれたと思うのです。ですので、そういったことを業種別にする必要があるのかなと思います。

それから、業種別にガイドラインをつくる場合に、例えば情報伝達の方法といったことについて、業種によって全然違うことを決めてしまうわけにもいけないので、例えば親委員会的な、ここの検討会はそうなのかわかりませんが、何らか各業種で検討していること

を調整するような体制が必要なのかなと思っております。

吉田座長 奥原食糧部長、お願いします。

奥原食糧部長 御指摘の点多々あると思うのです。今回の検討はこの事故米が一つの契機になって始まっておりますので、非常に短時間で御検討をお願いして大変恐縮だったわけですが、まだ大枠のところまでしか来ておりません。これは実際に実務でやっている上では、ガイドラインを含めて、業種別の取り扱い、いろいろ検討をしなければいけないところがございます。そこまでやり方を含めて詰まっているわけではないのですが、それぞれいろいろ御相談もしながら、それからこの検討会もさらに開催しながら、そのところを実務的にこなせるようにきちんと詰めていくというプロセスをこれから踏んでいきたいと思っております。

それから、施行時期をどうするかという話も当然でございます。法律そのものは次の通常国会に出すべく我々準備を進めてまいりますが、その施行時期をいつにするのか。それから、具体的な対象品目をどうするか。これもいっぺんにすべてということではないかもしれませんが、段階的に広げていくことも含めて、そこは実務での実行可能性がなければ規制だけかけてもしょうがありませんので、そこはよく御相談をしながら進めていきたいと思っております。

吉田座長 ほかに、御意見。

川崎委員。

川崎委員 今までも発言させていただいたわけですが、ここまで来ればあとは実効性をどのように担保していくかというのが極めて大事だと思います。生産段階においてもどういうレベルかということは別にしまして、ある程度負荷がかかってくるということもありますので、今後の検討においては、こういう検討会のメンバーがいいのかどうかということではありますが、ぜひ検討する人間がそれぞれの現場を見ることでどういうことができるのかできないのかということ、きちんと共通認識に立って現場を認識しながら具体的に制度としてつくり上げることも必要なのではないのかと思います。

あと、細かいことを言えば未整理のこともいろいろあると思いますから、そういうことも含めて整理をしていくということで進めていただきたいと思います。

吉田座長 奥原食糧部長。

奥原食糧部長 今の点も十分踏まえて対応したいと思っております。現場をきちんと見て、その現場に合った形でやっていかないと実効の確保はできませんので、そこはこの検討会で

も当然御議論いただきますが、それぞれの業界ごとの実態もありますから、そこは個別にもいろいろ話をさせていただいて、本当にワークするもの、意味のあるもの、それから消費者から見ても信頼できるもの、そういうものをきちんとつくるように努力をしていきたいと思ひます。

吉田座長 樋浦委員。

樋浦委員 今後さらに検討を深めるといふことで本検討会を継続といふことがございませぬが、その場合、イメージ的にいつごろ何回ぐらいとか、それからメンバーは基本的に今のメンバーと同じといふことでしょうか。

吉田座長 奥原部長、お願ひします。

奥原食糧部長 この検討会としてはこのメンバーでお願ひしたいと思ひております。今日もあくまでも中間取りまとめといふことですので、中間といふことはこれから先もさらに検討を続けるといふことですから基本的なメンバーはこのままで行きますが、当然それぞれの業界ごと、分野ごとの対応が違つてくれればその分野について細かくいろいろ精査することも必要になりますので、その進め方をどうするか。まだ結論を得ておりませぬが、必要があれば小委員会をつくることもあり得るかもしれませぬし、あるいは水面下でそういうものをつくつて、ここでその案をお出しして議論をいただくこともあり得るかもしれませぬ。そこはまた御相談をしながら詰めさせていただきたいと思ひます。

吉田座長 ほかにございませぬか。

それでは、今後の進め方については、ただいまの委員の御意見を踏まえて進めていきたいと思ひます。

それでは、本検討会としては中間取りまとめとしてこれを決定したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

吉田座長 了承されたとみなします。

どうもありがとうございました。それでは、この案を中間取りまとめ案と決定いたします。どうも、この間毎週のように委員会を開催しまして、御協力ありがとうございました。

次回開催日程について

吉田座長 それでは、今後の日程等について事務局、お願ひいたします。

枝元計画課長 今奥原部長からもお答えいたしましたが、次回の会合について具体的な日程が決まっているわけではございませんが、本日の中間取りまとめを踏まえまして、また各委員の御意見も伺いまして、具体的な論点、また姿形を整理した上で開催いたしたいと考えておりますので、別途日程調整させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

吉田座長 では、どうもありがとうございました。

閉 会